

令和元年伯耆町
第7回定例会

条例等議案説明資料概要



令和2年 12月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 96	伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について													
(提案理由及び概要)														
1. 理由	地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部を改正する。													
2. 概要	<p>令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円振替）に伴い、国民健康保険税の負担水準に影響や不利益が生じないようにするもの。</p> <p>①国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げる。</p> <p>②一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯の場合、支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。</p> <p>(軽減判定所得の基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">改正前</th> <th style="width: 40%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減基準額</td> <td>基礎控除額 33万円</td> <td>基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>5割軽減基準額</td> <td>基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数</td> <td>基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>2割軽減基準額</td> <td>基礎控除額 33万円 + 52万円 × 被保険者数</td> <td>基礎控除額 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	7割軽減基準額	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	改正前	改正後												
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)												
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)												
2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)												
3. 施行期日	令和3年1月1日 なお、この改正は、令和3年度分以降の国民健康保険税について適用する。													

提出課：住民課

議案番号 97	伯耆町手数料徴収条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	
2. 概要	紛失、汚損等による個人番号通知カード再発行事務の廃止に伴い、個人番号通知カードの再交付に係る手数料の徴収を廃止する。	
3. 施行期日	公布の日	

議案等説明資料

提出課：企画課

議案番号 98	鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	<p>「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設整備基本構想」の中で、令和2年10月末をもって、全ての構成市町村が広域施設に参画することとなり、可燃ごみ・不燃ごみ処理施設の一体的整備、一体的処理に向けた検討を進めることとなった。</p> <p>このことにより、不燃物処理施設の設置及び管理運営について、境港市を含めた共同処理事務とするため、組合の規約の変更を行う必要がある。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第286条第1項 ・地方自治法第290条
2. 概要	<p>不燃物処理施設の設置及び管理運営について、「(境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。)」を削除する。(別表第2項関係)</p>
3. 施行期日	鳥取県知事の許可のあった日

提出課：総務課

議案番号 99	鳥取県町村総合事務組合規約の変更について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	<p>鳥取県町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>
2. 概要	<p>鳥取県町村総合事務組合が共同処理する事務として次の2つの事務を加える。</p> <p>(1) 消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務</p> <p>(2) 消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務</p> <p>※消防団員に対する賞じゅつ金：消防団員が一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった場合に支給するもの。</p>
3. 施行期日	令和3年4月1日施行

議案番号 100	伯耆町教育委員会委員の任命について		
(提案理由及び概要)			
1. 理由	教育委員会委員 大木 寿之 氏の任期が令和3年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。		
2. 概要	教育委員会委員(再任:4期目) <table border="1"><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>大木 寿之</td></tr></table>	氏名	大木 寿之
氏名			
大木 寿之			
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項		

議案番号 101	伯耆町議会議員及び伯耆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について		
(提案理由及び概要)			
1. 理由	公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年12月12日施行）の公布により、条例を制定することで町議会議員選挙・町長選挙に係る、選挙運動用自動車の使用料及び選挙運動用ビラ・ポスターの作成費を公費で負担することができることとなったため。		
2. 概要	伯耆町議会議員選挙・伯耆町長選挙において供託物没収点以上の票を得た立候補者の、①選挙運動用自動車の使用料、②選挙運動用ビラの作成費、③掲示場用ポスターの作成費を公費で負担する際の基準等を定めるもの。		
●公費負担対象者			
立候補者のうち、供託物没収点以上の得票を得た候補者			
※供託物没収点 町議会議員選挙・・・（有効投票総数/議員定数）×1/10 町長選挙・・・有効投票総数×1/10			
●公費負担対象経費及び負担限度額			
選挙運動用 自動車の使用	一般乗用旅客自動車 運送業者との契約（ハ イヤークー利用）	1日当たり64,500円	
	上記以外の場合	自動車借入れ契約	1日当たり15,800円
		燃料供給契約	1日当たり7,560円
		運転手雇用契約	1日当たり12,500円
※ 選挙告示日から選挙期日までの日数（5日間）を対象			
※ 負担限度額は、公職選挙法施行令各条に基づき設定			
選挙運動用 ビラの作成	町議会議員選挙	限度枚数 1,600枚	1枚当たり7円51銭
	町長選挙	限度枚数 5,000枚	
※ 公職選挙法第142条に基づく限度枚数までを対象			
※ 負担限度額は、公職選挙法施行令各条に基づき設定			
掲示場用 ポスターの作成	町ポスター掲示場設置数 97箇所		1枚当たり1,000円
※ 町ポスター掲示場設置数分の枚数までを対象			
※ 負担限度額は、前回実績の平均単価、近隣印刷会社の見積単価を勘案し設定 （西部町村会で一定の均衡を図っている）			
●公費負担手続等			
①公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し選挙管理委員会へ届出			
②候補者から各業者等へ、使用・作成実績を記載した証明書を交付			
③②の証明書等を以て、各業者等が選挙管理委員会に請求し選挙管理委員会が直接業者等に支払			
3. 施行期日	公布の日から施行する。		
施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例による。			